

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、本委員会は、市議会及び市長に対し、地方公務員法に基づき、職員の特別給の改定を勧告しました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。特別給等に関する調査については、6月29日から実地によらない方法により先行して実施し、実地が基本となる月例給に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、8月17日から実施しました。企業活動が大きな影響を受けている中での調査となりましたが、特別給等に関する調査の完了率は、非常に高いものとなりました。調査に対しご理解とご協力をいただいた市内民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給について、職員の支給月数が民間の支給割合を上回っていたため、0.05月分引き下げることとしました。特別給の引下げ改定は、平成22年以来10年ぶりとなります。なお、月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしています。

このほか、人事管理に関する課題として、「人材の確保・育成等」、「働き方改革と勤務環境の整備」、「高齢期の雇用の在り方」、「会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保」、「公務員倫理の確保」について、報告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権の一部を制約されている職員への代償措置であり、職員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるものです。

市民の皆様には、勧告制度の意義をご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

令和2年10月23日

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄